

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
課税面から見た暗号資産（仮想通貨）の位置付け	金融資産／支払手段	資産という以上の区分なし（通貨ではない）（※2.1）	のれん以外の無形資産	資産(その他資産※4.1)	投資資産（movable investments）（※5.1）
個人の所得税	原則雑所得、事業と認められる場合は事業所得（国税庁「仮想通貨に関する税務上の取扱いについて（FAQ）」8）。最大45%（住民税込みで55%）で総合課税。申告分離ではない。 年末調整済み給与所得者で、該当所得20万円以下なら、確定申告不要。	キャピタルゲイン課税。1年以上保有した場合、“long-time capital gain”として最大20%までの税率で課税。1年未満の保有の場合は通常の累進課税。（※2.2）	所有を観念でき、認識可能な価値を有する限り、暗号資産は“chargeable asset”としてキャピタルゲイン課税の対象になる。（※3.1） 納税者が“higher or additional rate taxpayer”である場合には、その他課税資産の譲渡として20%の固定税率に服する。（※3.2）	仮想通貨（ユーティリティ・トークンを含まない。）を1年以上保有している場合には原則として課税されない。1年を超えない場合はキャピタルゲイン課税が発生するが、1年の利益合計が600ユーロ以下の場合には非課税。事業と認められる場合は事業所得として課税（※4.1）。 個人が行うBTC及びETHの譲渡は、レンディングやステーキングの場合でも上記1年経過後には非課税となる（※4.2、※4.3）	個人投資家による仮想通貨のキャピタルゲイン（下記のとおり仮想通貨相互の交換は含まれない。）は、30%（社会保険負担を含む。）の固定税率で課税されており、また、年間の利益が305ユーロを超えない限りは課税されない。 ただし、機関投資家やマイニング事業者については、最高税率を45%とする累進税率による所得税の対象になる。（※5.1） 2023年1月1日以降については、個人資産として仮想通貨を売却する場合、反復性を問わず固定税率が適用され、また、累進課税との選択が可能になる（※5.2、5.3）。
マイニングにより取得した仮想通貨の最初の課税時点	マイニングによる取得時点	マイニングによる取得時点 受領時点での時価を収入として認識する。また、事業として行っている場合には、“Self-Employment”による収入として課税に服する。（※2.3）	マイニングによる取得時点 課税の有無は活動の内容等に左右され、もし取引として行われない場合には、雑所得（miscellaneous income）として取り扱われる。（※3.3）	事業者／恒常的な取引者であるかどうかにより異なる。	処分（交換）時点
仮想通貨の交換等につき課税が発生する場合	法定通貨、仮想通貨及び物品／サービスとの各交換	法定通貨、仮想通貨及び物品／サービスとの各交換	法定通貨、仮想通貨及び物品／サービスとの各交換	法定通貨、仮想通貨及び物品／サービスとの各交換	法定通貨及び物品／サービスとの各交換（※5.1）
（ご参考）消費税（VAT）の課税	2017年7月1日以降、原則として非課税（仕入税額控除計算に当たり非課税売上高にする必要なし。）。ただし、貸借取引等、現行では課税取引と整理せざるを得ない場合が存在する。	アメリカには消費税そのものは存在せず、州で定められた売上税（Sales Tax）又は使用税（Use Tax）が存在するのみである。	原則として課税対象外（※3.4）	マイニングは非課税。一方、それ以外のデジタルウォレットやオンライン取引プラットフォームについては課税されうる。（※4.4）	マイニングはサービス提供として課税の対象になる。また、物品の仮想通貨での購入もVATの対象になる。一方、法定通貨との交換や仮想通貨の売買は課税対象外。（※5.4）

※1 本比較表は、特段の注記がない限り、OECD”[Taxing Virtual Currencies: An Overview of Tax Treatments and Emerging Tax Policy Issues](#)”の記載を前提に整理している。

一般社団法人日本暗号資産ビジネス協会（JCBA）税制検討部会

※2.1 IRS ウェブサイト “[Frequently Asked Questions on Virtual Currency Transactions](#)” Q-1,Q-2

※2.2 IRS ウェブサイト “[Topic No. 409 Capital Gains and Losses](#)”

※2.3 IRS ウェブサイト “[Notice 2014-21](#)” Q-8 & Q-9

※3.1 GOV.UK Cryptoassets Manual “[CRYPTO22050 - Cryptoassets for individuals: Capital Gains Tax: what is an asset](#)”

※3.2 GOV.UK “[Capital Gains Tax](#)”

※3.3 GOV.UK Cryptoassets Manual “[CRYPTO21150 - Cryptoassets for individuals: Income Tax: mining transactions](#)”

※3.4 GOV.UK VAT Finance Manual “[VATFIN2330 - Money \(including transfer of money\) and related services: examples of services and products falling within item1: Bitcoin and similar cryptocurrencies](#)”

※4.1 Bundesministerium der Finanzen（ドイツ財務省）“[Einzelfragen zur ertragsteuerrechtlichen Behandlung von virtuellen Währungen und von Token](#)” 31 項及び 53 項

※4.2 <https://www.ibtimes.com/germany-declares-crypto-gains-tax-free-after-year-even-if-coins-are-used-lending-or-3511980>

※4.3 前掲 “[Einzelfragen zur ertragsteuerrechtlichen Behandlung von virtuellen Währungen und von Token](#)” 54 項

※4.4 USA LIBRARY OF CONGRESS “[Germany: Federal Ministry of Finance Publishes Guidance on VAT Treatment of Virtual Currencies](#)”

※5.1 Coinpanda” [Guide to Crypto Taxes in France](#)”

※5.2 <https://www.economie.gouv.fr/cedef/regime-fiscal-minage-cryptomonnaies>

※5.3 <https://www.quechoisir.org/actualite-cryptomonnaies-des-regles-fiscales-plus-claires-en-2023-n97736/>

※5.4 “[Cryptocurrencies and Taxes in France: All There is to Know](#)”